

飯能市ホームページのバナー広告に関する規格及び仕様等ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、飯能市ホームページのページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、掲載するバナー広告の規格及び仕様等に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをし、又はユーザーに誤解を与えるおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク(警告表示)
- (3) ラジオボタン(選択肢の表示)
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(ALT属性)

第3条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、ALT属性を付けるものとする。

(飯能市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが飯能市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 飯能市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの
- (2) ユーザーが本市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成19年4月1日から施行する。